

杉並区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則
を公布する。

令和8年10月16日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第103号

杉並区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する
規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」とい
う。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則
（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業
者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の
指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定の通知等)

第3条 区長は、法第21条の5の15第1項又は法第24条の9第1項に規定す
る指定の申請があった場合において、指定をしたときは指定通知書（第1号様
式）により、指定を却下したときは指定却下通知書（第2号様式）により、申請
者に通知するものとする。

2 前項の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所若しくは施設の見や
すい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するもの
とする。

(指定の更新の通知等)

第4条 区長は、法第21条の5の16第1項又は法第24条の10第1項に規定
する指定の更新の申請があった場合において、指定の更新をしたときは更新通知
書（第3号様式）により、指定の更新を却下したときは更新却下通知書（第4号
様式）により、申請者に通知するものとする。



2 前項の指定の更新を受けた者は、その旨を当該指定の更新に係る事業所若しくは施設の見やすい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するものとする。

(共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出)

第5条 法第21条の5の17第1項ただし書の別段の申出は、共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書(第5号様式)により行うものとする。

(指定の変更の通知等)

第6条 区長は、法第21条の5の20第1項又は法第24条の13第1項に規定する指定の変更の申請があった場合において、指定の変更をしたときは変更通知書(第6号様式)により、指定の変更を却下したときは変更却下通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の指定の変更を受けた者は、その旨を当該指定の変更に係る事業所若しくは施設の見やすい場所に表示し、又は当該事業所若しくは施設のホームページに掲載するものとする。

(事業の再開の届出等)

第7条 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開に係る届出は、再開届出書(第8号様式)により行うものとする。

2 法第21条の5の20第4項の規定による届出は、廃止(休止)届出書(第9号様式)により行うものとする。

(指定の取消し等)

第8条 法第21条の5の24第1項若しくは法第24条の17又は法第33条の18第6項の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、指定取消(停止)通知書(第10号様式)により行うものとする。

(公示)

第9条 法第21条の5の25又は法第24条の18の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (2) 指定に係る事業者又は施設の設置者の名称

(3) 指定、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

(4) 指定障害児通所支援又は指定障害児入所施設の種類

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第10条 法第21条の5の26第2項(法第24条の19の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第21条の5の26第4項(法第24条の19の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第11号様式)により行うものとする。

2 法第21条の5の26第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書(第12号様式)により行うものとする。

(指定の辞退)

第11条 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(第13号様式)により行うものとする。

(情報の提供)

第12条 区長は、指定障害児通所支援事業者等に係る情報のうち、特に必要があると認めるものをこども家庭庁長官又は東京都知事に提供するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者等の指定等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

第 年 月 号
日

指 定 通 知 書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった（障害児通所支援事業 障害児入所施設）については、児童福祉法（第21条の5の15第1項 第24条の9第1項）の規定により下記のとおり指定したので通知します。

記

事業者（設置者）名	
事業所（施設）名	
所 在 地	
代 表 者 名	
指 定 年 月 日	
指 定 有 効 期 間	
サ ー ビ ス の 種 類	
主 たる 対 象 者	
事 業 所 番 号	

第 号
年 月 日

指 定 却 下 通 知 書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった児童福祉法（第21条の5の15第1項
第24条の9第1項）の規定による（障害児通所支援事業 障害児入所施設）の指定
については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

更 新 通 知 書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった（障害児通所支援事業 障害児入所施設）については、児童福祉法（第21条の5の16第1項 第24条の10第1項）の規定により下記のとおり指定を更新したので通知します。

記

事業者（設置者）名	
事業所（施設）名	
所在地	
代表者名	
指定年月日	
指定有効期間	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

第 号
年 月 日

更 新 却 下 通 知 書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった児童福祉法(第21条の5の16第1項 第24条の10第1項)の規定による(障害児通所支援事業 障害児入所施設)の指定の更新については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第5号様式（第5条関係）

共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

杉並区長 宛

事業者 所在地
名称
代表者氏名

下記の障害児通所支援事業所について、児童福祉法第21条の5の17第1項に規定する共生型障害児通所支援事業者の特例による指定を不要とするので申し出ます。

記

事業所名等	名 称	
	所在地	
管理者	氏 名	
	住 所	
サ ー ビ ス の 種 類		

第 号
年 月 日

変 更 通 知 書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった（障害児通所支援事業 障害児入所施設）については、児童福祉法（第21条の5の20第1項 第24条の13第1項）の規定により下記のとおり指定を変更したので通知します。

記

事業者（設置者）名	
事業所（施設）名	
所在地	
代表者名	
変更年月日	
利用（入所）定員	
サービスの種類	
主たる対象者	
事業所番号	

第 号
年 月 日

変更却下通知書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった児童福祉法(第21条の5の20第1項 第24条の13第1項)の規定による(障害児通所支援事業 障害児入所施設)の指定の変更に
ついては、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

杉並区

児童福祉
す。

備考

1

2

再 開 届 出 書

年 月 日

杉並区長 宛

事業者 所在地
名称
代表者氏名

児童福祉法第21条の5の20第3項の規定により、休止した事業を下記のとおり再開したので届け出ます。

記

再開した事業	事業所番号	
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	サービスの種類	
再開した年月日		年 月 日

備考

- 1 休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。
- 2 当該事業に係る従業員の勤務体制・勤務形態一覧表を添付してください。また、休止前に届け出た事項に変更が生じている場合は、変更の届出も併せて行ってください。

廃止（休止）届出書

年 月 日 紙

杉並区長 宛

事業者 所在地
名称
代表者氏名

児童福祉法第21条の5の20第4項の規定により、指定を受けた事業を下記のとおり廃止（休止）しますので届け出ます。

記

	事業所番号	
廃止（休止）する事業	事業所の名称	
	事業所の所在地	
	サービスの種類	
廃止（休止）する年月日		年 月 日
廃止（休止）する理由		
現に指定通所支援を受けていた者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

備考 指定通所支援事業を廃止し、又は休止する日の1月前までに届け出てください。

現に当該障	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	

備考 適宜

現に当該障害児通所支援を受けている者について

	児童氏名	保護者氏名 及び連絡先	実施機関 (区市町村)	受給者証番号	引き続き サービスの 提供を 希望する 旨の申出 の有無	引き続き当該障害児通所支援に相当する サービスの提供を希望する者に対し、必要 な障害児通所支援を継続的に提供する他の 指定障害児通所支援事業者の名称
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

備考 適宜、欄を追加して御活用ください。

第10号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

指定取消（停止）通知書

様

杉並区長



児童福祉法（第21条の5の24第1項 第24条の17 第33条の18第6項）の規定により、下記のとおり（障害児通所支援事業 障害児入所施設）の指定の取消し（停止）をしたので通知します。

記

事業所（施設）名	
所在地	
代表者名	
取消年月日	
停止期間 （全部 一部）	
取消し（停止）をする サービスの種類	
事業所番号	
取消し（停止）の理由	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

1	届
2	事業者（設置者）
3	事業内容及場所
4	児童（児）
5	児童（児）の
6	区分変更

算して
翌日か
並区長
する裁
請求に
とや処
その審
査請求

事業者 (設置者)	所在地 名称 代表者氏名
--------------	--------------------

記

事業者（法人）番号

1 届出の内容		(該当の項目に○をつけてください。)									
(1)		児童福祉法第21条の5の26第2項又は第24条の19の2において読み替えて準用する同法第21条の5の26第2項(整備)									
(2)		児童福祉法第21条の5の26第4項又は第24条の19の2において読み替えて準用する同法第21条の5の26第4項(区分の変更)									
事業者(設置者)	フリガナ										
	名称又は氏名										
	住所 (主たる事務所の所在地)		(郵便番号		都道府県		市区町村				
			(ビルの名称等)								
	連絡先		電話番号		-		FAX番号		-		
	法人の種類別										
	代表者の職名・氏名・生年月日		職名		フリガナ氏名		生年月日		年	月	日
代表者の住所		(郵便番号		都道府県		市区町村					
		(ビルの名称等)									
3 事業所(施設)名称等及び所在地(複数ある場合は別表に記入してください。)		事業所(施設)名称		指定年月日		事業所番号		所在地			
4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)		(1)		児童福祉法第21条の5の26(指定障害児通所支援事業者)							
		(2)		児童福祉法第24条の19の2(指定障害児入所施設の設置者)							
5 児童福祉法施行規則に基づく届出事項(該当の項目全てに○をつけてください。)				法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日			
								年 月 日			
				業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(別添のとおり)							
				業務執行の状況の監査の方法の概要(別添のとおり)							
区分変更	6 区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
	事業者(法人)番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
区分変更日		年 月 日									

受付番号

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の変更届出書

年 月 日

杉並区長 宛

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

事業者（法人）番号

変更があった事項
(該当の項目全てに○をつけてください。)

- | | |
|--|-----------------------|
| 1 法人の種別、名称（フリガナ） | 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 |
| 3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日 | 4 代表者の住所、職名 |
| 5 事業所（施設）名称等及び所在地
※事業所（施設）等の指定又は廃止等によりその数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出ること。（下記備考参照） | |
| 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 | |
| 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 | |
| 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 | |

変更の内容

(変更前)

(変更後)

(備考)

上記「5」の項目で届け出る場合、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所（施設）等の合計数を記入し、「変更後欄」に指定又は廃止等をした事業所（施設）等の名称、指定等年月日、事業所番号、事業所所在地を記入してください。書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた別表「事業所（施設）一覧」を添付してください（A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものも可とする。）。

第13号様式（第11条関係）

日

指 定 辞 退 届 出 書

年 月 日

杉並区長 宛

所在地
設置者 名称
代表者氏名

児童福祉法第24条の14の規定により、指定を下記のとおり辞退するので届け出ます。

記

	事業所番号	
指定を辞退する施設	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	(郵便番号 —) 杉並区
指 定 を 受 け た 年 月 日		年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 年 月 日		年 月 日
指 定 を 辞 退 す る 理 由		
現に施設に入所している者に対する措置		

備考 指定を辞退する3月前までに届け出てください。

別紙

現に当該障害児入所支援を受けている者について

	児童氏名	保護者氏名 及び連絡先	実施機関 (区市町村)	受給者証番号	引き続き サービスの 提供を 希望する 旨の申出 の有無	引き続き当該障害児入所支援に相当するサ ービスの提供を希望する者に対し、必要な 障害児入所支援を継続的に提供する他の指 定障害児入所施設等の名称
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

備考 適宜、欄を追加して御活用ください。